次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業 香川県内第9号 (平成22年4月15日認定決定)

国立大学法人 香川大学(高松市)



次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定・実施し、その結果が一定の要件を満たす場合に、都道府県労働局長の認定を受けることができます。

認定を受けると、「くるみん」マークを商品、求人広告、名刺などにつけることができます。

このマークにより「子育てサポート企業」であることを広くアピールすることができ、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待できます。

計画期間中の主な取組

◇労働者数 2,366人(うち女性1,188人) ◇計画期間 平成19年4月1日から平成22年3月31日(2期目)

[育児休業、育児短時間勤務制度等]

子どもが3歳までの育児休業、小学校就学前までの短時間勤務 (1日2時間の短縮)、フレックスタイム及び早出遅出勤務等、 多様な制度を実施しています。

[育児休業等の利用促進]

男性を含めた職員の利用促進を図るため、出産・育児支援制度のパンフレット等を作成し職員に周知するとともに、管理者に対し業務の合理化や応援体制の確立を促し、利用しやすい職場環境の整備を図っています。

[いちご保育園の設置]

事業所内に保育施設を設置し、小学校就学前までの子どもを対象に、基本保育(1日11時間)、延長保育及び24時間保育を 実施しています。

[所定外労働の削減]

ノー残業デーを設定し、ポスター等により職員に周知するとと もに、実施状況を把握し、管理者に対し削減を促しています。

[年次有給休暇の取得促進]

休暇制度のパンフレット等を作成し職員に周知するとともに、 休暇計画表を各部署に配付し、月1日以上の取得を勧奨しています。

企業からひとこと

本学は、次世代を送り出す教育機関として その育成支援に積極的に取り組むとともに、 すべての職員がその能力を十分に発揮できる よう、これからも働きやすい職場環境づくり に努めてまいります。



いちご保育園

[育児休業の取得状況]

計画期間中に、女性117人(取得率89%)、男性1人が育児休業を取得しました。

一般事業主行動計画の取組・認定申請等については、

香川労働局雇用均等室(TEL087-811-8924)